

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226 派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

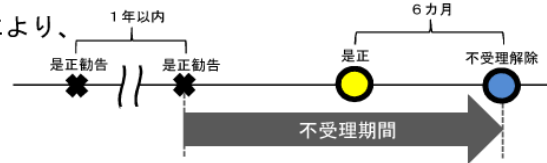
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

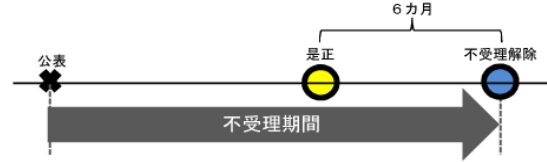
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



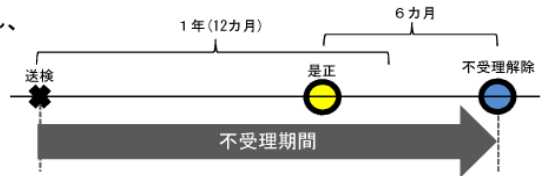
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

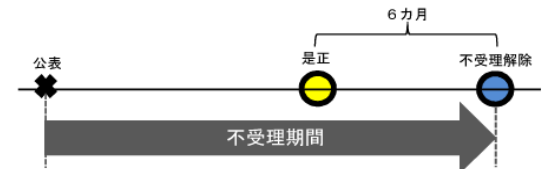


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

学校法人 小津奨学会
名古屋経営会計専門学校

求人票

※レ点を打ってください
新規採用 日本人
中途採用 留学生

求人者	フリガナ							支社数		
	事業所名							支店数		
	URL等	http://	E-mail					工場数		
	所在地	(〒 -)	線	駅	徒歩	分	営業所数			
	書類提出先	(〒 -)	線	駅	徒歩	分	連絡先電話番号			
代表者	代表者	人事担当者		部 課				氏名		
	事業内容	設立	明・大・昭・平	年	性別	男	女	計		
		資本金	万円			全従業員	人	人	人	
		年商	万円		うち大卒者	人	人	人		
求人等	(職種)	(求人数)	(職務内容)				(必要とする履修学科)			
	勤務先			(所在地)	県	(従業員数)	人			
	(職種)	(求人数)	(職務内容)				(必要とする履修学科)			
	勤務先			(所在地)	県	(従業員数)	人			
勤務条件	賃金(現行賃金)	職能別区分				勤務時間	時 分～分まで	賞与(前年実績)	年 回・約 月	
		基本給	円	円	円	特定曜日～曜日	昇給賞与(前年実績)	年 回・月 (うち定期昇給分 円)		
		手当	円	円	円	時間外 無しあり	交通費	全額・円まで		
		手当	円	円	円	月平均	宿泊施設	入寮 可・否		
		計(税込)	円	円	円	休憩時間	分	労働組合	有・無	
	試用期間中の賃金	円	円	円	休日	休日 土日祝 週休二日制 隔週	加入保険等	健康・厚生・雇用・労災 財形・その他()		
		(期間 月)	(期間 月)	(期間 月)		その他 []		雇用期間の定め ありなし	～ 年 月 日	
	応募・選考要領	説明会	日時 場所				選考	日時	別途通知	月 日 以降随時
		応募書類	履歴書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書・その他()							
		受付期間	月 日～月 日 月 日以降・随時							
選考方法		筆記	有(専門・常識・英語・作文)・無							
補足事項	面接	有・無	検査	適正・身体		受付印				
受付番号		受付年月日		有効期間						
		平成 年 月 日		平成 年 月 日						

業務の運営に関する規程

事業所名 名古屋経営会計専門学校 無料職業紹介所

第1 求 人

1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、次の場合を除き本校の在学生及び卒業生(ただし、卒業後1年以内の者に限る。以下本規定において同じ。)中退者(ただし、中退後1年以内の者に限る。以下本規定において同じ。)を対象とするいかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われて

いる間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告をしてください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、「専門的・技術的職業、事務的職業、販売の職業、サービスの職業」です。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。
- 7 求職者又は求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。
苦情申出先： 教務課 若林 稔英
連絡先： 052-763-7091（代表）

平成28年4月1日

理事長 小津 恒義

個人情報適正管理規程

個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、本所職業紹介事業従事者とする。

個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 竹中 功とする。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて。職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、若林 稔英とする。

名古屋経営会計専門学校 無料職業紹介所
理事長 小津 恒義